

忍野村除雪対応マニュアル

令和 2 年 11 月
建 設 課

1 目 的

冬期における村道等の除雪活動を迅速かつ適切に実施し、積雪時における道路交通の確保を行い住民生活の安定を図ることを目的とする。

2 除雪路線

除雪作業は人手と限られた機械力により、道路の重要性・交通量・形態に見合った作業を効率的に行うため、村と作業に係る委託契約を締結した建設・管工事業者等が除雪マップに記載の路線を一斉に実施する。また、歩道については、除雪マップに記載の路線を中心に契約業者が行う。

*別図（除雪マップ）参照

3 職員配備

(1)除雪（第一配備）

- ・建設課長は、積雪が 10 cmを超えることが予想される場合、建設課職員を役場へ召集し適切な対応ができる準備を行うとともに委託業者に対し、除雪連絡体系表をもとに除雪の指示を行う。
ただし、建設課職員は、気象情報等の把握は常に行い、必要を感じた場合は、参集指示を待つことなく自主的に登庁する。
- ・除雪作業に当たっては、交通量等を十分に考慮し適切に行うものとし、特に住民の通勤や児童生徒の通学への影響を極力減らすよう努める。
- ・建設課職員は、除雪状況等を把握するため村内を随時巡回し、必要に応じて業者に対し、除雪の指示を行う。
- ・除雪作業後の各戸玄関先に残った雪氷の除去や路上駐車禁止、側溝等への雪捨ての禁止等住民に対し防災行政無線やホームページによって広報を行う。

(2)除雪（第二配備）

- ・大雪警報が発令され小規模な災害の発生が予想される場合、情報収集を始めとする警戒態勢及び応急対策活動をとる必要がある場合の第二配備が積雪 40cmを目安に行われるので、引き続いての除雪を強化する。
- ・排雪を必要とする場合は、別紙位置図に示す雪捨て場への排雪を行う。
- ・建設課職員及び災害初動隊は除排雪状況の確認を行い、各業者に対し適切な指示を行う。

(3)除雪（第三配備）

- ・積雪深 60cm 以上で異常降雪（豪雪）とし災害対策本部が設置され、第二配備以外の男子職員全員が召集されるので災害対策本部の指示のもと、除雪活動が迅速かつ適切に行われるよう努める。
- ・除雪した雪は、排雪を基本とし、別紙位置図に示す雪捨て場への排雪を行う。
- ・排雪は、除雪を担当する各業者の割り当て道路において、道路の重要性や交通量

等を考慮し順次行う。

- ・除雪及び排雪を効率よく行うため、住民に対し道路への車両等の放置をしないよう強力に要請して行く。この要請は、防災行政無線や広報車等によって行う。

4 要援護者世帯の除雪

福祉保健課を主とし安否確認を行うとともに、必要に応じて除雪を行う。

5 公共施設の除雪

役場駐車場を最優先とし、別紙除雪マップに記載した委託業者により除雪を行う。

6 帰宅困難者への対応

大雪により道路上で立往生した車両の救助を行う。また、帰宅困難者に対しては、役場等の公共施設を避難所として開放する。

7 住民への周知

道路の通行止め、除雪状況等の情報については、きめ細かく防災行政無線、村ホームページ等で周知し適切な情報を伝達する。

参集時の留意事項

① 参集困難な場合の措置

建設課職員の参集は、病気その他やむを得ない状態により不可能な場合を除き、必ず参集し除雪対策に従事する。

② 参集時の服装等

活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。

③ 参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。